

令和4年

第1回市議会定例会 議案第53号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月15日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第17条の2各号列記以外の部分中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等）

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにす

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

非常勤職員の育児休業等の承認に関する在職要件を廃止し、ならびに職員への育児休業に係る周知および意向確認の措置等に関する規定を整備するため